

【評価の要旨】

- 事業課題1 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化
- 事業課題2 効果的な政策実現のための多様な金融手段の有機的な活用
- 事業課題3 国際機関・他国公的機関との積極的な連携
- 事業課題4 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み
- 事業課題5 中堅・中小企業向け支援内容の充実

(1) 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

世界・日本経済および国際的資本フローが回復傾向を示す一方、テロの深刻化や資源価格高騰等、国際社会および我が国に影響を及ぼす環境変化が生じてきた中、「事業に関する課題」にかかる個別の状況は以下のとおり。

民間金融との関係における政策金融のあり方については、2002年12月の経済財政諮問会議の「政策金融改革について」において、基本認識および改革の手順が示された。また、我が国民間金融機関については、財務体質改善が認められるものの、開発途上国向け対外資産残高はアジア通貨危機前の半分程度に減少。昨今ようやく下げ止まり、回復の兆候が見え始めたところである。

多様な金融手段の有機的な活用、および国際機関等との積極的な連携による効果的な公的資金活用が引き続き本行に求められた。

環境配慮・環境改善については、「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」ヨハネスブルグ宣言や、「国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)」東京会議開催など、環境問題対応の必要性が認識されてきているほか、京都議定書の発効見通しが立ち、京都メカニズム活用への取り組みが加速している。

我が国中堅・中小企業は回復が遅れ、引き続き厳しい経済・金融環境に直面した中、金融円滑化・多角化、再生支援等の中小企業施策が推進された。他方、海外事業の積極化を志向する中堅・中小企業にとり、海外事業資金調達に加え、特に進出先国情報への円滑なアクセスが重要となっており、中堅・中小企業を支える地域金融機関からも、本行に対して、そうした課題に対する支援が求められるケースが生じている。

(2) 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

下記のとおり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められる。

民間金融機関の補完・奨励の徹底および民間資金との役割分担の明確化については、業務運営上の重要課題と位置づけ、設立根拠法、特殊法人等整理合理化計画および政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資業務一部廃止、民間金融機関との協調融資および保証の拡大に加え、新たな保証制度の創設、民間金融機関に対する環境審査情報の提供等につき取り組んできた。

公的資金の適切な利用との観点から、本行の対外政策金融機関としての特性を活かした国際機関等との連携、および1999年に統合して設立された機関としての特性を活かした幅広い支援メニューの有機的な活用を通じ、効果的な政策実現に努め、特に環境問題に対する配慮・改善策実施や中堅・中小企業支援を念頭に置きつつ、国際社会の要請に対処してきた。

(3) 業務戦略の妥当性と今後の方向性

上記(1)のとおり、業務戦略実施期間を通じて、我が国および国際社会の経済社会上の諸要請に政策金融機関として対応するにあたり、民間金融機関の補完・奨励及び民間資金との役割分担の明確化、多様な金融手段の有機的な活用や国際機関等との積極的連携による効果的な公的資金活用、環境問題への対応、中堅・中小企業への支援が、本行に引き続き求められる状況にあり、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。

但し、業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたり、民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化については、不断の自己改革を求められる課題であること、環境問題対応の必要性への国際的な認識の高まりや地球温暖化対策にかかる内外の動向を受け、環境問題へのより積極的な対応が我が国にも求められていること、中堅・中小企業の海外事業における質的支援へのニーズが高まっていること等について、特に留意する必要がある。

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

民間金融機関の補完・奨励及び民間資金との役割分担の明確化

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

国際機関・海外公的機関との積極的な連携

環境問題に対する配慮の徹底及び環境問題対応への積極的貢献

中堅・中小企業への質的支援の充実

【評価の本文】

1. 業務戦略上の課題および業務戦略策定時の基本認識(2002年3月時点)

< 業務戦略上の課題 >

- 事業課題1 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化
- 事業課題2 効果的な政策実現のための多様な金融手段の有機的な活用
- 事業課題3 国際機関・他国公的機関との積極的な連携
- 事業課題4 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み
- 事業課題5 中堅・中小企業向け支援内容の充実

< 基本認識 >

上記課題設定の前提となる、業務戦略策定時(2002年3月)の基本認識は以下のとおり。

(1) 政策金融機関としての民間金融機関の補完・奨励の徹底の必要性

本行は、民間金融機関の活動を補完・奨励しつつ、金融という手段を通じて、我が国の輸出入若しくは海外経済活動の促進、開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援、および我が国を取り巻く国際金融秩序の安定化への貢献を行うこととされている。また、2001年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において示された、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との原則を踏まえ、2002年度以降も引き続き民業補完の徹底を前提として業務を遂行すべきと考えられる。

(2) 統合機関としての相乗効果発揮の重要性

本行は、ともに我が国の対外経済関係に関する施策を遂行する機関であった旧日本輸出入銀行と旧海外経済協力基金の統合により、1999年10月に設立された。本行は、統合前の業務から蓄積された情報・ノウハウを共有・一元化し、政策目的に応じて多様な金融手段を有機的に活用しつつ、国際経済社会への一層の貢献を求められているものであり、統合後2年余を経過した業務戦略策定時においても、本行は統合による相乗効果を業務遂行上最大限発揮すべきと考えられる。

(3) 国際機関・他国公的機関等との連携強化の重要性

世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関、他国の輸出信用機関や援助機関等と連携して、開発政策に関する国際的枠組みや開発途上国の経済情勢・支援方針等に関する情報・意見交換や、協調融資等を行うことは、開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動にも資するものであり、本行の効率のかつ効果的な業務遂行に資することから、これらの機関とは積極的な連携推進を図ることが重要と考えられる。

(4) 地球環境問題への対応の必要性

長期に亘る国際社会の共通課題となったものとして、地球環境問題が挙げられる。これに対応すべく、国連環境開発会議(1992年6月)では持続可能な開発を理念とした行動計画が採択され、気候変動枠組条約第3回締約国会議(1997年12月)にて二酸化炭素排出量の定量的削減を企図した京都議定書が採択される等、地球環境問題に関する国際的枠組みも整いつつあり、本行としては、融資業務等の実施にあたり、環境問題に対する配慮を徹底することに加え、地球環境の改善にも貢献すべきと考えられる。

(5) 中堅・中小企業支援への対応の必要性

我が国経済のデフレ状態が継続する中、中小企業支援が国政上の重要施策とされ、諸々の経済対策(注)において中小企業対策が規定されていること、また、中堅・中小企業をはじめとする我が国企業にとり海外市場確保が一層重要となっているものの、内需不振による業況不振や過剰債務等が国際事業展開を行う上で大きな制約要因となっていること等に鑑み、本行としても我が国政府の施策および中堅・中小企業のニーズに合致した支援を行う必要があるものと考えられる。

(注) 「総合経済対策」(1998年4月)、「緊急経済対策」(1998年11月)、「経済新生対策」(1999年11月)、「日本新生のための新発展政策」(2000年10月)、「緊急経済対策」(2001年4月)、「改革先行プログラム」(2001年10月)。

2. 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

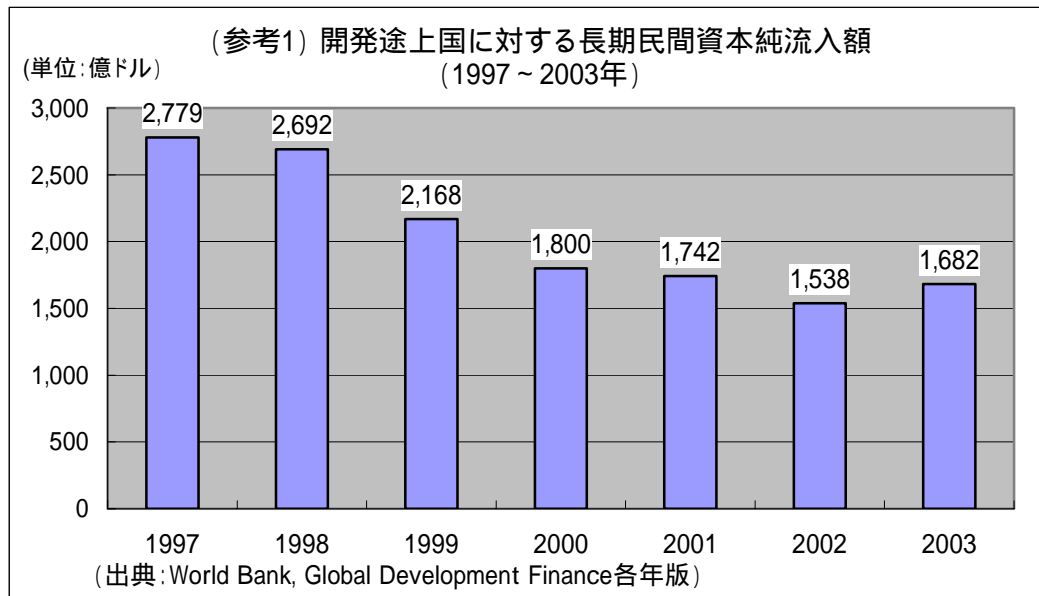
< 全般的な状況 >

(1) 世界経済および日本経済は回復の傾向

世界経済の成長率は、IMFの調査によれば2001年の2.4%より回復に転じ(2004年は5.0%)、我が国経済も企業部門の収益・財務体質の改善等を背景に、マイナス成長であった2002年を底として、以降プラス成長を記録してきた。しかしながら、世界的な金利上昇傾向や原油等資源素材価格の高騰等のダウンサイドリスクが顕在化し、2005年の世界および我が国経済の成長率については2004年比で各々0.7ポイント、0.5ポイントの減速も予測されている。

(2) 国際的資本フローは若干の回復

また、国際的資本フローの動向について、開発途上国に対する長期民間資本の純流入額をみると、1997年の2,779億ドルより2002年の1,538億ドルまで減少し続けた後、2003年に1,682億ドルと若干の回復に止まっているのが現状である(参考1)。



(3) テロ深刻化や資源価格高騰等、国際社会・我が国に影響を及ぼす新たな環境変化

その他、最近では、地球環境問題、地域紛争、テロや自然災害が深刻化しているほか、貿易・通貨・金融面等での地域内・二国間協力の進展、資源価格の記録的上昇、企業のIT化の進展および新興国企業の参入等による企業間の国際的競争激化、BRICsといわれる新興市場の形成等、国際社会および我が国に影響を及ぼす様々な環境変化が新たに見られた。

< 「事業に関する課題」にかかる個別の状況 >

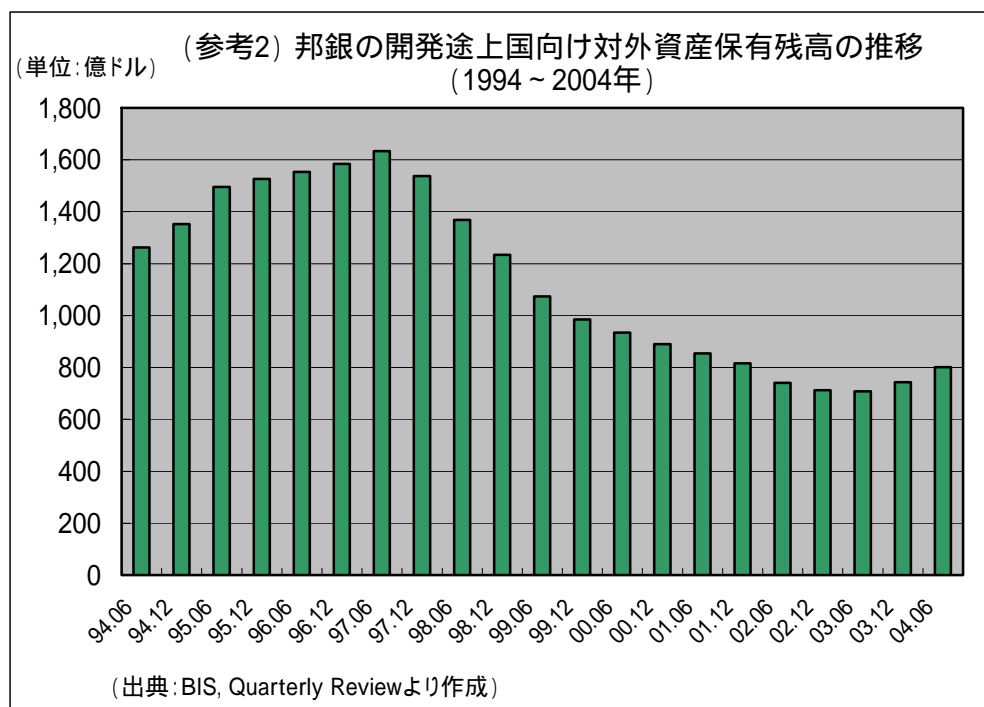
上記の全般状況のもと、「事業に関する課題」にかかる個別の状況は以下のとおり。

(1) 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化(事業課題1)

民間金融との関係における政策金融のあり方については、2002年12月13日の経済財政諮問会議の「政策金融改革について」において、「わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融改革の抜本的改革が必要」との認識の下、改革の手順については、2004年度末までを「金融円滑化のため政策金融を活用」する不良債権集中処理期間、2005年度から2007年度までを「民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、(政策金融が)あるべき姿に移行するための準備期間」としているところである。本行として、このような我が国政府の検討状況や、特殊法人等整理合理化計画を踏まえた業務運営が必要となっている。

他方、民間金融機関の状況については、我が国7大銀行グループの不良債権比率は2002年3月期に8.4%とピークに達したが、金融再生プログラムに則った不良債権処理および株式持合い解消等が進んだ結果、同比率は2004年9月期の4.6%へと低下し、現状一層の資本充実の要はあるものの、財務体質の一定の回復が認められるところである。しかしながら、先進国金融機関による開発途上国向け対外資産保有残高の推移を比較すると、欧米の銀行ではアジア通貨危機前の1997年6月より2004年6月にかけて増加させてきている一方、邦銀では海外拠点撤退やリストラ等に伴い同期間に半

分程度にまで減らし、昨今ようやく下げ止まり、回復の兆候が見え始めたところである(参考2)。



(2) 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用(事業課題2)

我が国の対外政策を担う政策金融機関としての役割を果たすためには、統合機関としての相乗効果の発現はもとより、多様な金融手段の有機的な活用等を通じた、効果的な公的資金の活用が本行に求められる状況に変わりはない。

(3) 国際機関・他国公的機関との積極的連携(事業課題3)

我が国の対外政策を担う政策金融機関として、国際金融・開発援助の分野において、民間金融機関とは異なる情報生産や対外的な公的信用補完を提供し、また、国際社会で共有される開発目標・開発戦略に積極的に貢献していくにあたり、国際機関・他国公的機関等との多様な連携によって、その質を高め、効果的な公的資金の活用を図ることが本行に求められる状況に変わりはない。

(4) 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み(事業課題4)

環境問題については、2002年8月の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」のヨハネスブルグ宣言において、生物多様性喪失、漁業資源の枯渇、砂漠化、地球温暖化、海洋汚染への対策の必要性が叫ばれ、2003年10月には「国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)」東京会議が開催され、公的機関・民間金融機関が協働して金融活動における環境配慮を促進する動きが加速する等、様々なレベルで環境問題対応の必要性が認識されてきている。また、1997年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された、京都議定書の2005年2月発効見通しが立ったことにより、国際的にも二酸化炭素排出量の制限が課せられることとなり、排出権取引に向けた動きが加速しているところ、我が国としても同議定書上の目的達成に向けた官民挙げての取り組みが求められている。

(5) 中堅・中小企業向け支援内容の充実(事業課題5)

我が国経済は大企業中心に回復の動きが見られたが、中小企業では業種により回復に遅れが見られ引き続き厳しい経済環境に直面してきた。また、中小企業を取り巻く金融環境も、2003年度には最悪期を脱し、2004年9月期に大手銀行の不良債権問題が峠を越したと見られるものの、楽観できない状況が続いた。かかる環境下、我が国政府の中小企業施策は、中小企業を日本経済活性化の鍵と捉え、中小企業金融円滑化・多様化、再生支援、創業や新事業への挑戦支援等を柱に推進されてきた。

他方、経済グローバル化が進む中、企業の規模を問わず海外市場を見据えた経営が益々求められる経済環境のもと、我が國中堅・中小企業においても、取引先企業の要請等から海外事業展開を進めている。しかし、大企業と比べ情報、資金、人材等の面で不利な中堅・中小企業にとり、海外事業資金の調達に加え、特に進出先国の投資環境情報等への円滑なアクセスは、経営基盤を強化する上で一層重要な課題である。また、中堅・中小企業を支える地域金融機関からも、本行に対して、そうした中堅・中小企業の抱える課題に対する支援が求められるケースが生じている。

3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

業務戦略上の課題への取り組み状況および事業環境を踏まえた業務運営の状況は下記のとおりであり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたものと認められる。

取り組み状況、達成状況**(1) 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化(事業課題1)**

国際金融等業務においては、民間金融機関が開発途上国向け資産を圧縮し海外拠点のリストラを進める中、本行は、協調融資によって民間金融機関の資金動員を促進した(27頁、本課題にかかる指標推移参照)ほか、次のとおり、特殊法人等整理合理化計画に基づく一部の融資業務の廃止、および保証機能の活用等を実施してきた(参考3)。

融資業務の一部廃止

- ・輸出金融の先進国関係の貸付業務を廃止
- ・輸入金融の貸付業務を廃止(但し資源輸入を除く。)
- ・一般投資金融の先進国関係の貸付業務を廃止
- ・リファイナンスを廃止

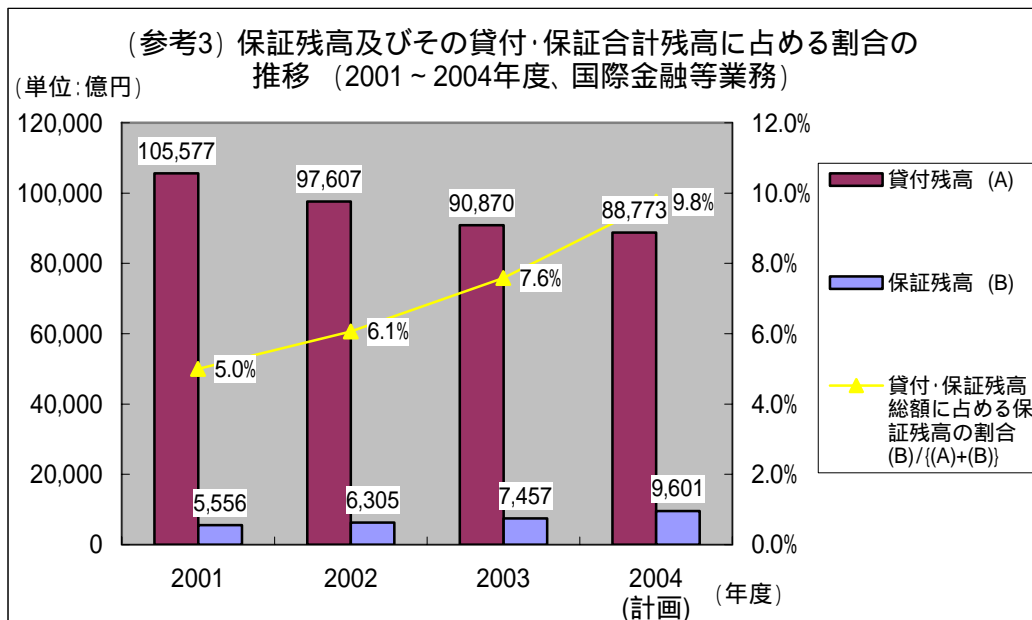
保証機能の活用

- ・協調融資等における民間金融機関に対する保証の範囲を拡大
- ・民間金融機関の信用力を補完するパフォーマンスボンド等保証制度を創設
- ・製品輸入保証制度を創設

その他

- ・輸出貸出債権の流動化を実施
- ・民間金融機関より要望がある場合には、市中優先償還（協調融資において、民間金融機関には本行より短期の回収条件を付すこと）を認め、民間資金の動員を促進
- ・2002年10月の我が国政府の「改革加速のための総合対応策」を受け、民間金融機関を経由するツーステップローンの実施により我が国企業のニーズに対応
- ・環境審査にかかる協定書を締結し、本行のプロジェクト審査にかかる環境審査情報・ノウハウにつき、協調融資を行う民間金融機関に対し提供
- ・公的機関としてのリスク対応策の一つとしてポリティカルリスク・デファールル（注）を積極的に適用

（注）借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで（但し、最終期限を猶予期限とする）借入人に対して期限の利益喪失および保証人に対し保証債務履行の請求を行わない措置。



海外経済協力業務においては、世界銀行、アジア開発銀行、他国公的機関との協議、および国際会議等を通じ、開発事業に関連するインフラや地球温暖化防止等にかかる民間部門の果たす役割の重要性につき提言を行い、民間資金との役割分担および連携を重視してきた。

（2）効果的な政策実現のための多様な金融手段の有機的な活用（事業課題2）

本行は、統合前の旧両機関が各々有していた国際金融や開発援助にかかる種々の機能を、通常業務の一環として有機的に組み合わせ、

- アンタイドローンによる電力卸売市場インフラ整備および変電設備強化の支援、SAPI（注）による発送電事業への知的支援、および我が国政府による電力タスクフォースへの参加を通じた政策提言、を組み合わせたフィリピン電力セクター支援、
- 資源金融による油田開発事業への支援と、輸出金融による地中海向け原油搬出用パイプライン設備輸出への支援、を組み合わせたカスピ海原油に関する油田開発・搬出に対する支援、

等、開発途上国および我が国の双方に資する戦略的な政策金融の実施に取り組んできた。なお、このような包括支援を行った案件数は、2002年度は計画未達なるも、2003年度には計画および前年度実績を上回った。

(注) Special Assistance for Project Implementation の略で、円借款案件の事業実施支援を目的に、本行が専門家を雇用・派遣して実施する調査業務。

(3) 国際機関・他国公的機関との積極的な連携(事業課題3)

本行は、IMF・世界銀行・ADB・EBRD等の国際機関、他国公的機関との間で、業務協力協定の締結や各種協議の実施のみならず、例えばベトナムにおける世界銀行・ADB等と共同での援助手続調和化など、開発目標・開発戦略を共有しつつ援助を行うグローバル・パートナーシップに積極的に参加し先駆的な取り組みを実施してきたほか、資源エネルギー、中小企業支援、平和構築等幅広い分野における協調融資に注力し、着実に実績を伸ばしてきた。

(4) 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み(事業課題4)

本行は、環境問題に対する配慮の徹底に関しては、2003年10月の「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月制定)施行以前から、「環境問題に懸念のある案件における、NGOや地域住民等からの(プロジェクト実施主体者による)意見聴取(がなされていること)の(本行による)確認の徹底」を本課題の目標として設定し、着実に取り組んできたが、本ガイドライン施行後は、かかる確認および環境レビュー結果の公開等は本行として当然に遵守すべき事項の1つとして行っている。

一方、環境改善に貢献する案件については、再生可能エネルギー分野、森林保全プロジェクト等への支援、京都メカニズムを活用した排出権確保のための「日本温暖化ガス削減基金」(日本版炭素基金)設立への参画などに着実に取り組み、ほぼ各年度の計画を満たす実績を上げてきた。また、タイ・中国等に対する環境改善・公害対策融資セミナー開催、環境審査情報提供を目的とした民間金融機関との「環境審査にかかる協定書」締結など、多岐にわたる取り組みを実施した。

(5) 中堅・中小企業向け支援内容の充実(事業課題5)

本行は、中堅・中小企業のニーズに応えるべく、常設窓口を通じた海外投資手順や長期資金調達方法に関する相談受付に加え、定期的な移動相談室の開催や、自治体・商工会議所・地銀等との連携による中国・FTA等に関する講演等を通じ、より広範な情報提供に努めてきており、2003年度の上記相談室・講演等の開催件数は、計画をほぼ満たす水準となった。また、地域金融機関等とも緊密に連携しつつ、中堅・中小企業の海外投資事業への融資にも努めており、2003年度には中堅・中小企業の海外進出への金融面の支援を専門に担当するチームを本格的に立上げ、従来からの情報提供・コンサルティングサービスと合わせ、個々の案件にきめ細かく対応できる体制も整えたことから、中堅・中小企業向け出融資保証承諾案件数も若干の増加傾向で推移した。

事業環境等を踏まえた自律的な業務運営

上記の課題への取り組みにあたり、本行は、民間金融機関の補完・奨励の観点から、融資業務の一部廃止に加え、各種保証制度等の創設、民間金融機関に対する環境審査情報・ノウハウの提供等、新たな取り組みにも傾注した。また、「改革加速のための総合対応策」の趣旨を踏まえ、流動化スキームを活用して、本行輸出信用(サプライヤーズクレジット)にかかる日本企業のインドネシア向け債権のオフバランス化を実現する等、我が国政府の経済対策にも迅速に対応した。

4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

(1) 業務戦略の妥当性

上記2.のとおり、我が国および国際社会の経済社会上の諸要請に政策金融機関として対応するにあたり、民間金融機関の補完・奨励および民間資金との役割分担の明確化、多様な金融手段の有機的活用や国際機関等との積極的連携による効果的な公的資金活用、環境問題への対応、中堅・中小企業への支援が、本行に引き続き求められる状況にあり、現行業務戦略は基本的に妥当な内容であると考えられる。但し、業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたり、民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化については、本行の業務の前提であることに鑑み、不断の自己改革を求められる課題であること、環境問題対応の必要性への国際的な認識の高まりや京都議定書発効を控えた地球温暖化対策にかかる内外の動向を受け、環境問題へのより積極的な対応が我が国にも求められていること、また、中堅・中小企業の海外事業における質的支援へのニーズが高まっていること等について、特に留意する必要がある。

(2) 今後の方向性

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化
 既述のとおり、民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化については、不断の自己改革を求められる課題であることから、例えば以下のようなアプローチのもと、取り組みの一層の充実が必要と考えられる。

- ・引き続き、開発途上国および在外日系企業に対する民間金融機関の適切な資金フローを本行の協調融資や保証により可能な限り伸長させるよう努める。
- ・民間金融機関との直接協議をこれまで以上に緊密化させ、随時民間金融機関の活動領域を把握するとともに、民間金融機関の意見を適切な範囲で取り入れ、本行が従来とは異なる方法で業務へ反映させていくような取り組みに注力する。
- ・本行が国際機関等との連携や開発途上国におけるプロジェクト支援を通じて蓄積した環境審査・調査ノウハウ等の優位性を有する情報につき、民間金融機関に対し提供していくよう、新たな業務目標としての取り組み例を設定する。

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

本行が統合機関としての相乗効果を最大限に発揮する上で、引き続き、開発途上国や我が国企業等のニーズを踏まえつつ、多様な金融手段を複合的に組み合わせて、効果的・効率的な政策実現を図っていくことが必要と考えられる。

国際機関・海外公的機関との積極的な連携

本行が効率的かつ効果的な業務遂行と同時に国際的な知的貢献をも図っていく上で、引き続き、国際機関・海外公的機関との様々なレベルでの連携を推進していくことが必要と考えられる。

環境問題に対する配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献

今後、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に基づき、一層環境問題に対する配慮を徹底する一方で、環境問題対応について、我が国にもより積極的な対応が求められている現状に鑑み、本行としては、環境改善に資する案件や外部への働きかけに重点的に取り組むことが必要と考えられる。

中堅・中小企業への質的支援の充実

開発途上国への事業展開に関する中堅・中小企業等のニーズへの対応や、地域金融機関を含む民間金融機関の融資機能の補完の観点から、本行の海外駐在員事務所ネットワークや諸外国政府との緊密な関係に基づく情報収集力や、海外事業支援の経験から蓄積されたノウハウを活かし、海外の投資環境情報の提供等を通じた質的支援を充実させることが必要と考えられる。

(参考) 基本業務分野：事業に関する課題

～課題毎の指標推移 / 実績例 / 年間事業評価結果～

(事業課題1) 民間金融機関の補完・奨励の徹底、および民間資金との役割分担の明確化

| 取り組み例 | 指標 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 (計画値) |
|--------------------------------------|--|------|------|-------|-------|---------------|
| 民間金融機関との協調融資および保証機能の活用を通じた民間資金の積極的動員 | 総事業費のうち、総借入金に占める民間金融機関等の融資比率(各案件の融資比率を単純平均)(注) モニタリング指標 | 46% | 50% | 48% | 48% | |
| | 民間金融機関等に対する保証承諾額の総承諾額に占める比率 モニタリング指標 | 9.8% | 6.5% | 23.9% | 18.2% | |
| 開発事業における民間資金との役割分担の推進 | - | | | | | |

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ パフォーマンスボンド保証、製品輸入保証等の制度創設による保証機能の積極的活用
- ◆ 公的機関としての多様なリスク対応策としてのポリティカルリスク・デファールルの積極的適用
- ◆ 環境審査にかかる協定書締結を通じた、民間金融機関への環境審査情報・ノウハウ提供
- ◆ 民間部門の果たす役割の重要性に関する各種調査・提言(東アジアのインフラ整備に係る世銀・アジア開発銀行との共同調査にて官民パートナーシップのあり方を提言、中南米4カ国の上下水道サービス持続性の観点より民活導入可能性を調査、等)


 本業務戦略の対象期間

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度：A 2003年度：A

(注) 「総借入金 - 本行融資分 = 民間金融機関等融資分」と定義している。

(事業課題2) 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

| 取り組み例 | 指標 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 (計画値) |
|---|----------------------------------|------|------|------|------|---------------|
| 相互に関連する日本企業と開発途上国政府・企業による各種事業(例：民活発電事業と開発途上国政府による送配電事業)に対する総合的支援の強化 | 関連する複数の事業に対し、包括的支援を行った出融資保証承諾案件数 | 7 | 1 | 3 | 8 | 6 |

【本課題に対応する実績の例】

- ◆ カスピ海の油田開発事業とそこで産出される原油を地中海へ搬送するパイプライン事業への包括的支援
- ◆ フィリピンの電力セクターにおける、アンタイドローンによる電力卸売市場インフラ整備および送電設備強化、既往円借款に係る知的支援(SAPI)、および我が国政府による電力タスクフォースへの参加を通じた政策提言を組み合わせた支援


 本業務戦略の対象期間

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度：B 2003年度：A

(事業課題3) 国際機関・他国公的機関との積極的連携

| 取り組み例 | 指標 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 (計画値) |
|---|--|------|------|------|------|---------------|
| 開発途上国向け支援に関する効果向上のための国際機関・他国公的機関との連携の推進 | 開発支援に係る国際的な枠組み (PRSP・CDF)、又は国際機関・他国公的機関との間で開発政策に関する調整を行った件数(注) | 22 | 23 | 60 | 149 | 100 |
| | 国際機関・他国公的機関との協調融資案件数 モニタリング指標 | 14 | 5 | 7 | 17 | |

【本課題に対応する実績の例】


 本業務戦略の対象期間

- ◆ 開発におけるインフラの役割につき、世界銀行との「インフラ協議会」開催の他、世銀・ADBと共同で「東アジアのインフラ整備」調査を実施
- ◆ 開発援助委員会(DAC)の貧困削減ネットワークへの積極的貢献により、国際機関や他国公的機関との間の議論をリード
- ◆ ベトナムにおける、世界銀行・アジア開発銀行等と共同での援助手続調和化の実施
- ◆ ASEAN 新加盟国の事業環境整備に関し、国連貿易開発会議、国際商工会議所との連携による投資フォーラム開催
- ◆ アジア ECA (輸出信用機関) 会合への参加・貢献を通じた、アジア地域の公的機関との連携強化

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: A 2003 年度: A

(注) 指標計上の対象について、2003 年度より、本行主催会議での政策の調整に加えて、国際機関や他国公的機関主催会議における政策調整等を含めより多様な対応を促すこととしている。

(事業課題4) 環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み

| 取り組み例 | 指標 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 (計画値) |
|---|--|------|------|------|------|---------------|
| 環境問題に懸念がある案件(注)における、NGO や地域住民等から意見を聴取していることの確認の徹底 | 環境問題について懸念のある出融資保証承諾案件のうち、プロジェクト実施主体者が地域住民等のステークホルダーと協議を行っていることを確認した案件数の割合 | 63% | 63% | 96% | 100% | 100% |
| 開発途上国の環境改善に貢献する案件への支援の積極化 | 環境改善効果が期待される出融資保証承諾案件数の割合 | 16% | 8% | 12% | 12% | 13% |

【本課題に対応する実績の例】


 本業務戦略の対象期間

- ◆ 環境改善案件への支援例として、エジプトの風力発電事業、中国のコークス資源供給安定化・環境改善プロジェクト等
- ◆ 環境社会配慮へ向けた体制整備例として、新環境ガイドラインの制定および施行、同ガイドラインに基づく異議申立手続要綱の施行、環境報告書の作成等
- ◆ タイ、中国等 12 カ国の参加の下、環境改善・公害対策融資セミナーを実施
- ◆ 日本温暖化ガス削減基金の設立準備

【各年の評価結果】

- 2002 年度: A 2003 年度: A

(注) 環境問題に懸念がある案件: 新環境ガイドライン上、環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト、または、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積りが困難であるようなプロジェクト。

(事業課題5) 中堅・中小企業向け支援内容の充実

| 取り組み例 | 指標 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 (計画値) |
|------------------|--|------|------|------|------|---------------|
| 中堅・中小企業向け情報提供の充実 | 本行が実施した中堅・中小企業を主な対象とした投融資相談会・講演等の件数 | n.a. | 67 | 82 | 84 | 81 |
| 中堅・中小企業向け支援の充実 | 中堅・中小企業向け出融資保証承諾案件数 モニタリング指標 | 9 | 26 | 23 | 31 | |

【本課題に対応する実績の例】

本業務戦略の対象期間

- ◆ 群馬県太田市商工会議所との協力による「太田 - 国際銀ものづくり支援懇談会」の設置等、中堅・中小企業を中心とする地方製造業の海外進出に関する投融資相談や情報提供を強化
- ◆ 地方自治体、商工会議所等向けのメールマガジンの配信を開始、中堅・中小企業向け情報提供を拡充

【各年の評価結果】

- ◆ 2002年度: A 2003年度: A